

農林業事業者に対する 補助事業を実施します (燃油高騰対策事業)

原油価格の高騰により経営を大きく圧迫されている農家を支援するため、平成20年度に使用した灯油に対して助成します。

対象 ハウス園芸を営む方および農林産物の加工を営む方で、平成20年度に使用した灯油のうち、下記の目的のいずれかに該当し、その使用量が明確に区別できるものとします。

- 1 園芸ハウスの加温
- 2 椎茸の乾燥
- 3 干し柿、あんぽ柿の乾燥
- 4 たばこの乾燥

助成額 灯油の使用量1リットルに対して1円を助成します。

申請期限 3月10日(火)

申請場所 市役所農業振興課もしくは最寄りの支所産業振興課

お問い合わせ 市役所 農業振興課 ☎63-5117

みんなで加入、みんなの交通災害共済

新潟県交通災害共済は、県内の全市町村で運営する助け合いの制度で、会員の方が思いがけない交通事故に遭われた場合に見舞金が支払われる制度です。1人500円の会費で加入することができ、また自動車事故以外に自転車の事故も対象となる手軽で便利な制度です。万が一の事故に備え、家族そろって加入しましょう。

共済期間 4月1日～翌年3月31日まで

※ただし4月1日以降に加入される方は、掛金納入日の翌日から3月31日まで

加入資格 佐渡市で住民基本台帳に登録されている方、また外国人登録されている方

申込方法 加入申込書に会費を添えて、次のいずれかの方法でお申し込みください。

- 集落、町内会に加入されている方は、役員の方が加入申込書を各戸にお配りします。集落等を通じて申し込みができます。
- 銀行、農協、漁協、信用組合等の金融機関に持参して申し込む。
- 市役所、支所の窓口で直接持参して申し込む。

共済期間の開始日前に亡くなった方および加入申込み後に加入資格がなかったことがわかった方の掛金は申請によりお返しします。

見舞金額 共済期間中の交通事故に対し、その被害の程度に応じた見舞金が支給されます。(14等級(実治療日数7日以上3万円)から1等級(死亡130万円)まで)

※見舞金を請求できる期間は事故の日から1年間です。

お問い合わせ

市役所 防災管財課 (防災安全係) ☎63-5135 (内線347)

または各支所市民課

農業用資材(ビニールハウス、育苗箱など)は対象外です。
※ プラスチックとの複合品で判断に迷うものは「燃えないごみ」として指定日に出してください(クリーンセンターでリサイクル可能なものとその他のごみに選別します)。
※ ペットボトルは、♻️PETのマークを確認し、別に設けた指定日に出してください。

「廃プラスチック」の収集方法

収集回数 週1回指定された曜日(燃えるごみの収集日が月・水・金曜日の地区は水曜日、火・木・土曜日の地区は木曜日となりま

す。)
ごみ処理手数料 無料(指定袋は設けていませんが、ビニールなどの袋に入れていたけると収集の際、助かります)。
出し方 ごみ集積所ごとに配置するネット袋に散乱しないように入れてください。(ネットは、事前に市政事務嘱託員などを通じて配布しますので、集積所を利用する方で当番を決めるなどして管理をしてください。)

お願い

- ・廃プラスチックはリサイクルするため汚れているものは回収できません。汚れているものは軽く水ですすいでください。
- ・廃プラスチックでも、汚れのあるものは、従来どおり「燃えるごみ」として別に指定された日に出してください。
- ・チューブ・ボトル類のキャップは、必ずはずしてください。

お問い合わせ

市役所廃棄物対策課

☎63-5140